

全労金2014春季生活闘争ニュース第20号

《合意速報No.7》

東海労組が金庫との交渉を妥結しました！

東海労組は、3月25日、金庫との団体交渉において、交渉の妥結を確認しました。内容は、①正職員・契約職員・嘱託職員の基本賃金は、定期昇給を実施（要求通り）、②正職員の一時金は、4.9ヵ月（要求は5.0ヵ月）、③契約職員の一時金は、基礎一時金の制度化には応じられないが、現行の位置づけ通り、業績手当として1.9ヵ月（要求は基礎一時金2.0ヵ月・業績手当1.0ヵ月）、④嘱託職員の一時金は、業績手当として0.9ヵ月（要求は1.0ヵ月）、⑤正職員・契約職員・嘱託職員に対して、アール・ワンシステム移行に伴う慰労、及び、2014年度への期待として、30,000円を支給（要求は一時金として一律50,000円）、⑥契約職員の退職金は、応じられない。ただし、2013春季生活闘争における「確認書」に基づき協議し、進め方は別途確認する、とするものです。

団体交渉で金庫からは、「労働組合が拘りをもっている契約職員の処遇改善で、満額回答に至らなかった項目については、今後、労使で課題を共有しながら、協議を進めたい。2014年度の事務改革や効率化をはじめとしたアールワンの投資効果を発揮してもらう1年に向け、現状の経営環境の中で最大限の回答をした」等の見解が表明されました。

深見闘争委員長は、「労働組合の要求に対して、満額回答ではないが、経営の精一杯の回答と受け止める。東海労金を永続的に維持・発展させていくために、次年度以降、様々な課題に対応したいと考える。中でも、契約職員の要求に関しては、今後、制度協議のスピードを速めて解決したい。東海労金で働く仲間が、生き活きとやりがいを持って、働き続けられるよう、引き続き協議を要請する」等を表明しました。

なお、単組は、①契約職員の一時金は、基礎一時金の引き上げは実現できなかったが、「慰労金」を含め昨年実績を上回る回答が示された、②正職員の一時金は、満額回答とはならなかったが、「慰労金」を含め昨年と同水準の回答が示された、③2013春季生活闘争で、継続協議課題としていた契約職員を含む制度全般に関わる協議項目について、今次交渉の中で、金庫が「労働組合の発言主旨は理解する」とした上で、無期転換権の付与、契約職員の一時金・退職金について、期限を明確（2015年4月導入）にした上で、協議を進めていくことを労使で確認（文書締結）したことは大きな前進である、等から交渉の妥結を判断しました。

*合意単組：7単組（3月25日20時10分現在）

静岡・北海道・北陸・中央・中国・セントラル・東海

以 上